

竜田駅東側エリア整備事業F S調査業務に係るQ & A

NO	項目	Q	A
1	竜田駅東側エリア整備事業F S調査業務プロポーザル実施要綱	要綱第3条「楡葉町の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者又は登録を予定している者」について 名簿に登録する必要があるのか、また登録する必要がある場合には、どのような審査又は書類が必要なのか。	未登録業者の場合、必要資料の提出・審査をもって名簿への登録を予定している者とみなす。 楡葉町入札参加資格審査申請書提出要領（以下「要領」という。）を準用し、必要書類を提出すること。 要領等は楡葉町ホームページ「令和3・4年度楡葉町入札参加資格申請について」を参照すること。
2		令和3・4年度楡葉町入札参加資格申請について 受付業種は「①建設工事」「②測量等業務」「③製造・物品購入（修繕）」で分けられているが、本業務はどの分類に該当するのか。	「③製造・物品購入（修繕）」に該当する。
3	竜田駅東側エリア整備事業F S調査業務プロポーザル	要領2（3）の「最大」履行期間の意図は。	本業務の目的達成日が前倒しする事も想定し「最大」と表記しているが、目的達成のための必要な期間はそれぞれの提案者が令和5年3月24日までの間で、適宜設定すること。
4	実施要領	要領6の提案書の表紙は任意様式か。 任意様式の場合、社判の押印は必要か。	任意とする。 原本1部に代表者印を押印すること。 竜田駅東側エリア整備事業F S調査業務プロポーザル実施要領6（2）①を参照すること。
5	竜田駅東側エリア整備事業F S調査業務基本仕様書	基本仕様書3に記載の基本業務の意味合いとは。	本業務の最終目的である当エリアにおける現状の打開と整備事業の完遂を図るための骨格であるため、基本業務を踏まえたうえで、効果的な業務手法の提案により補完されたい。